

京都府手数料徴収条例で定める各種手数料の一覧及び問い合わせ先

| 番号 | 項目名  | 現行の手数料  | 改定後の手数料   | 担当課          | 連絡先                          |
|----|--|---|---|--------------|------------------------------|
| 1  | 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の免許   | 1件につき 5,710円  | 1件につき <u>5,990円</u>   | 健康対策課        | 075-414-4742                 |
| 2  | 栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)に基づく栄養士免許証の書換え交付等の事務で規則で定めるもの   | 1件につき3,670円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき <u>3,850円</u> を超えない範囲内において規則で定める額   | 健康対策課        | 075-414-4742                 |
| 3  | 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの   | 1件につき6,830円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき <u>22,800円</u> を超えない範囲内において規則で定める額  | 業務課          | 075-414-4756                 |
| 4  | 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの  | 1件につき132,600円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき <u>139,230円</u> を超えない範囲内において規則で定める額   | 業務課          | 075-414-4756                 |
| 5  | 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく病院の開設の許可等の事務で規則で定めるもの   | 1件につき43,860円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき <u>46,050円</u> を超えない範囲内において規則で定める額  | 医療課          | 075-414-4746                 |
| 6  | 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第19条第1項の規定による死体の保存の許可   | 1件につき 3,460円  | 1件につき <u>3,630円</u>   | 医療課          | 075-414-4652                 |
| 7  | 家畜商法(昭和24年法律第208号)に基づく家畜商の免許等の事務で規則で定めるもの  | 1件につき2,950円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき <u>3,090円</u> を超えない範囲内において規則で定める額   | 畜産課          | 075-414-4985                 |
| 8  | 家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)に基づく家畜商免許証の書換え交付等の事務で規則で定めるもの   | 1件につき1,120円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき <u>1,170円</u> を超えない範囲内において規則で定める額   | 畜産課          | 075-414-4985                 |
| 9  | 漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく漁業権の免許の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの  | 1件につき3,770円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき <u>3,950円</u> を超えない範囲内において規則で定める額   | 水産課          | 075-414-4992                 |
| 10 | 漁業登録令(昭和26年政令第292号)に基づく免許漁業原簿の謄本の交付等の事務で規則で定めるもの   | 1枚につき530円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき280円を超えない範囲内において規則で定める額                      | 1枚につき <u>550円</u> を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき <u>290円</u> を超えない範囲内において規則で定める額                      | 水産課          | 075-414-4992                 |
| 11 | 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)に基づく肥料の登録等の事務で規則で定めるもの  | 1件につき35,700円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき <u>37,480円</u> を超えない範囲内において規則で定める額  | 農産課          | 075-414-4944                 |
| 12 | 漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく漁船の登録の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの   | 1隻につき8,050円を超えない範囲内において規則で定める額又は1枚につき440円を超えない範囲内において規則で定める額                    | 1隻につき <u>8,450円</u> を超えない範囲内において規則で定める額又は1枚につき <u>460円</u> を超えない範囲内において規則で定める額                    | 水産事務所        | 0772-22-4438                 |
| 13 | 建築士法に基づく二級建築士免許証の書換え交付等の事務で規則で定めるもの  | 1件につき15,300円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき <u>24,000円</u> を超えない範囲内において規則で定める額  | 建築指導課        | 075-414-5345                 |
| 14 | クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づくクリーニング所の検査等の事務で規則で定めるもの  | 1件につき16,320円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき <u>17,870円</u> を超えない範囲内において規則で定める額  | 生活衛生課        | 075-414-4757                 |
| 15 | クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)に基づくクリーニング師免許証の訂正等の事務で規則で定めるもの  | 1件につき3,460円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき <u>3,780円</u> を超えない範囲内において規則で定める額   | 生活衛生課        | 075-414-4757                 |
| 16 | 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に基づく種畜証明書書の書換え交付等の事務で規則で定めるもの   | 1件につき5,810円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき <u>6,100円</u> を超えない範囲内において規則で定める額   | 畜産課          | 075-414-4985                 |
| 17 | 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第1項及び第13条の規定による犬の狂犬病予防注射  | 1件につき 2,700円  | 1件につき <u>2,950円</u>   | 生活衛生課        | 075-414-4763                 |
| 18 | 採石法に基づく採石業者の登録の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの   | 1件につき53,040円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき <u>55,690円</u> を超えない範囲内において規則で定める額  | 産業立地課<br>砂防課 | 075-414-4848<br>075-414-5313 |
| 19 | 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく毒物又は劇物の製造業の登録申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの  | 1件につき27,740円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき <u>29,120円</u> を超えない範囲内において規則で定める額  | 業務課          | 075-414-4756                 |
| 20 | 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)に基づく毒物又は劇物の製造業の登録票の書換え交付等の事務で規則で定めるもの  | 1件につき4,080円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき <u>4,280円</u> を超えない範囲内において規則で定める額   | 業務課          | 075-414-4756                 |
| 21 | 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく家畜の検査等の事務で規則で定めるもの   | 1頭、1羽若しくは1群につき1,220円を超えない範囲内において規則で定める額又は1頭若しくは1羽1回につき1,120円を超えない範囲内において規則で定める額 | 1頭、1羽若しくは1群につき <u>1,280円</u> を超えない範囲内において規則で定める額又は1頭若しくは1羽1回につき <u>1,170円</u> を超えない範囲内において規則で定める額 | 畜産課          | 075-414-4985                 |
| 22 | 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号)第8条第2項の規定による診療エックス線技師免許証の再交付                | 1件につき 4,280円  | 1件につき <u>4,490円</u>   | 医療課          | 075-414-4746                 |
| 23 | 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第286号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(昭和28年政令第385号)第3条第1項の規定による診療エックス線技師免許証の書換え交付 | 1件につき 3,770円  | 1件につき <u>3,950円</u>   | 医療課          | 075-414-4746                 |

| 番号 | 項目名  | 現行の手数料   | 改定後の手数料  | 担当課          | 連絡先                          |
|----|--|--|--|--------------|------------------------------|
| 24 | 覚醒剤取締法に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                                     | 1件につき11,730円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき12,310円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 薬務課          | 075-414-4756                 |
| 25 | 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく旅行業の登録の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                             | 1件につき22,440円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき23,560円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 観光室          | 075-414-4843                 |
| 26 | 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                    | 1件につき14,890円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき15,630円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 薬務課          | 075-414-4756                 |
| 27 | と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                        | 1件につき22,440円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき24,570円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 生活衛生課        | 075-414-4773                 |
| 28 | 武器等製造法(昭和28年法律第145号)に基づく猟銃等の製造の事業の許可申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                      | 1件につき85,000円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき89,250円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 消防保安課        | 075-414-4471                 |
| 29 | 輸出水産物の振興に関する法律(昭和29年法律第154号)第3条第1項の規定による輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録の申請に対する審査          | 1件につき 12,240円  | 1件につき 12,850円  | 水産課          | 075-414-4992                 |
| 30 | 家畜取引法(昭和31年法律第123号)に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                           | 1件につき43,860円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき46,050円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 畜産課          | 075-414-4983                 |
| 31 | 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の事務で規則で定めるもの | 1件につき887,400円を超えない範囲内において規則で定める額                               | 1件につき931,770円を超えない範囲内において規則で定める額                               | 都市計画課        | 075-414-5328                 |
| 32 | 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの    | 1件につき47,940円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき50,330円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 用地課          | 075-414-5235                 |
| 33 | 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                   | 1件につき81,600円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき85,680円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 薬務課          | 075-414-4756                 |
| 34 | 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)に基づく小売市場の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                     | 1件につき55,080円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき57,830円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 中小企業総合支援課    | 075-342-0303                 |
| 35 | 養鶏振興法(昭和35年法律第49号)に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                             | 1羽につき40円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき8,050円を超えない範囲内において規則で定める額    | 1羽につき40円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき8,450円を超えない範囲内において規則で定める額    | 畜産課          | 075-414-4983                 |
| 36 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの | 1件につき199,100円を超えない範囲内において規則で定める額                               | 1件につき209,050円を超えない範囲内において規則で定める額                               | 薬務課<br>畜産課   | 075-414-4756<br>075-414-4987 |
| 37 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)に基づく薬局開設の許可証の書換え交付等の事務で規則で定めるもの | 1件につき2,950円を超えない範囲内において規則で定める額                                 | 1件につき3,090円を超えない範囲内において規則で定める額                                 | 薬務課<br>畜産課   | 075-414-4756<br>075-414-4987 |
| 38 | 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく許可の申請に対する審査の事務で規則で定めるもの                        | 1件につき428,400円を超えない範囲内において規則で定める額                               | 1件につき701,270円を超えない範囲内において規則で定める額                               | 建築指導課        | 075-414-5347                 |
| 39 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による書面の交付の事務で規則で定めるもの                    | (新設)   | 1件につき4,710円を超えない範囲内において規則で定める額                                 | 建築指導課        | 075-414-5347                 |
| 40 | 砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                                       | 1件につき36,720円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき38,550円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 産業立地課<br>砂防課 | 075-414-4848<br>075-414-5313 |
| 41 | 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                           | 1件につき887,400円を超えない範囲内において規則で定める額又は1枚につき470円を超えない範囲内において規則で定める額 | 1件につき931,770円を超えない範囲内において規則で定める額又は1枚につき490円を超えない範囲内において規則で定める額 | 建築指導課        | 075-414-5347                 |
| 42 | 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定による書面の交付の事務で規則で定めるもの                            | (新設)   | 1件につき6,990円を超えない範囲内において規則で定める額                                 | 建築指導課        | 075-414-5347                 |
| 43 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく建築物における清掃を行う事業を営んでいる者の登録等の事務で規則で定めるもの    | 1件につき45,900円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 1件につき50,260円を超えない範囲内において規則で定める額                                | 生活衛生課        | 075-414-4757                 |

| 番号 | 項目名   | 現行の手数料   | 改定後の手数料  | 担当課      | 連絡先          |
|----|---|--|--|----------|--------------|
| 44 | 林業種苗法(昭和45年法律第89号)に基づく生産事業者の登録等の事務で規則で定めるもの   | 1件につき14,280円を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき36,720円に1キログラムにつき6,010円として計算した額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき36,720円に1万本につき5,200円として計算した額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき36,720円に1万本につき5,810円として計算した額に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額 | 1件につき14,990円を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき38,550円に1キログラムにつき6,310円として計算した額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき38,550円に1万本につき5,460円として計算した額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき38,550円に1万本につき6,100円として計算した額に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額 | 森の保全推進課  | 075-414-5005 |
| 45 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                                 | 1件につき132,600円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき139,230円を超えない範囲内において規則で定める額   | 循環型社会推進課 | 075-414-4730 |
| 46 | 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽工事業に係る登録の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                                    | 1件につき33,660円を超えない範囲内において規則で定める額又は1枚につき690円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき35,340円を超えない範囲内において規則で定める額又は1枚につき720円を超えない範囲内において規則で定める額  | 指導検査課    | 075-414-5222 |
| 47 | 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                             | 1件につき20,400円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき21,420円を超えない範囲内において規則で定める額  | 水産事務所    | 0772-22-4438 |
| 48 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                    | 1件につき153,000円を超えない範囲内において規則で定める額又は1羽につき3円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき167,530円を超えない範囲内において規則で定める額又は1羽につき3円を超えない範囲内において規則で定める額   | 生活衛生課    | 075-414-4773 |
| 49 | 計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査の事務で規則で定めるもの  | 1個につき104,440円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1個につき114,360円を超えない範囲内において規則で定める額   | 計量検定所    | 075-441-8335 |
| 50 | 計量法第70条の規定による特定計量器の検定の事務で規則で定めるもの   | 1個につき79,340円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1個につき86,860円を超えない範囲内において規則で定める額  | 計量検定所    | 075-441-8335 |
| 51 | 計量法第91条第2項の規定による指定製造事業者の指定申請に係る検査の事務で規則で定めるもの   | 1件につき434,820円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき476,120円を超えない範囲内において規則で定める額   | 計量検定所    | 075-441-8335 |
| 52 | 計量法第102条第1項の規定による基準器検査の事務で規則で定めるもの  | 1個につき18,760円を超えない範囲内において規則で定める額、1個につき14,280円に500キログラムを超えて500キログラムまでごとに7,030円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1個につき69,360円に1ゲージグラスを超えて1ゲージグラス増すごとに34,680円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 1個につき20,540円を超えない範囲内において規則で定める額、1個につき15,630円に500キログラムを超えて500キログラムまでごとに7,690円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1個につき75,940円に1ゲージグラスを超えて1ゲージグラス増すごとに37,960円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 計量検定所    | 075-441-8335 |
| 53 | 計量法第116条第1項の規定による計量器の計量証明検査の事務で規則で定めるもの   | 1個につき148,410円を超えない範囲内において規則で定める額又は1個につき115,770円に検出部の数が1を超えて1増すごとに57,880円及び表示機構の数が3を超えて1増すごとに22,540円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 1個につき162,500円を超えない範囲内において規則で定める額又は1個につき126,760円に検出部の数が1を超えて1増すごとに63,370円及び表示機構の数が3を超えて1増すごとに24,680円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 計量検定所    | 075-441-8335 |
| 54 | 計量法、計量法施行令(平成5年政令第329号)又は計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)に基づく検査等の事務で規則で定めるもの(56から60までの項に掲げる事務を除く。) | 1件につき54,870円を超えない範囲内において規則で定める額、1枚につき770円を超えない範囲内において規則で定める額、1個につき710円を超えない範囲内において規則で定める額又は1回につき370円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき60,080円を超えない範囲内において規則で定める額、1枚につき840円を超えない範囲内において規則で定める額、1個につき770円を超えない範囲内において規則で定める額又は1回につき400円を超えない範囲内において規則で定める額  | 計量検定所    | 075-441-8335 |
| 55 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施等の事務で規則で定めるもの                                     | 1件につき64,260円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき67,470円を超えない範囲内において規則で定める額  | 高齢者支援課   | 075-414-4578 |
| 56 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく解体工事業に係る登録の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                   | 1件につき33,660円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき35,340円を超えない範囲内において規則で定める額  | 指導検査課    | 075-414-5222 |
| 57 | 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                                  | 1件につき244,800円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき257,040円を超えない範囲内において規則で定める額   | 環境管理課    | 075-414-4709 |
| 58 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査                      | 1件につき 163,200円   | 1件につき 171,360円   | 建築指導課    | 075-414-5346 |

| 番号 | 項目名  | 現行の手数料  | 改定後の手数料   | 担当課          | 連絡先          |
|----|--|---|---|--------------|--------------|
| 59 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                                    | 1件につき7,807,080円に建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備の数に23,460円を乗じて得た額、同法第88条第1項に規定する工作物の数に37,740円を乗じて得た額及び同法第2条第1号に規定する建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に552,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき163,200円を超えない範囲内において規則で定める額                          | 1件につき8,804,660円に建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備の数に24,630円を乗じて得た額、同法第88条第1項に規定する工作物の数に39,620円を乗じて得た額及び同法第2条第1号に規定する建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に579,720円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき171,360円を超えない範囲内において規則で定める額                          | 住宅課          | 075-414-5361 |
| 60 | 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                                      | 1件につき4,311,540円に建築基準法第2条第3号に規定する建築設備の数に23,460円を乗じて得た額、同法第88条第1項に規定する工作物の数に37,740円を乗じて得た額及び同法第2条第1号に規定する建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に552,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき4,488,890円に建築基準法第2条第3号に規定する建築設備の数に24,630円を乗じて得た額、同法第88条第1項に規定する工作物の数に39,620円を乗じて得た額及び同法第2条第1号に規定する建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に579,720円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 建築指導課        | 075-414-5348 |
| 61 | 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)に基づく低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付の事務で規則で定めるもの                 | (新設)  | 1件につき3,326,150円を超えない範囲内において規則で定める額  | 建築指導課        | 075-414-5348 |
| 62 | がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第21条第8項の規定による都道府県がん情報の提供並びに同条第9項の規定による都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又は特定匿名化情報の提供 | 都道府県がん情報の提供並びに都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又は特定匿名化情報の提供に要する時間1時間までごとに5,910円  | 都道府県がん情報の提供並びに都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又は特定匿名化情報の提供に要する時間1時間までごとに6,200円  | 健康対策課        | 075-414-4765 |
| 63 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務で規則で定めるもの                                     | 1件につき建築基準法第2条第1号に規定する建築物(以下この項において「建築物」という。)の数に3,207,900円を乗じて得た額、同法第2条第3号に規定する建築設備の数に23,460円を乗じて得た額、同法第88条第1項に規定する煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機等の数に37,740円を乗じて得た額及び建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に552,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額 | 1件につき建築基準法第2条第1号に規定する建築物(以下この項において「建築物」という。)の数に3,326,150円を乗じて得た額、同法第2条第3号に規定する建築設備の数に24,630円を乗じて得た額、同法第88条第1項に規定する煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機等の数に39,620円を乗じて得た額及び建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に579,720円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額 | 建築指導課        | 075-414-5348 |
| 64 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成27年国土交通省令第5号)に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付の事務で規則で定めるもの      | 1件につき1,216,860円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき3,326,150円を超えない範囲内において規則で定める額  | 建築指導課        | 075-414-5348 |
| 65 | 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの                                      | 1件につき1,110,640円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき1,170,090円を超えない範囲内において規則で定める額  | 畜産課          | 075-414-4983 |
| 66 | 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第48条第2項の規定による畜舎等の建築等の認定の申請に対する審査                              | 1件につき 33,600円   | 1件につき 35,280円   | 畜産課          | 075-414-4983 |
| 67 | 母体保護法施行令(昭和24年政令第16号)に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付等の事務で規則で定めるもの   | 1件につき4,080円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき4,280円を超えない範囲内において規則で定める額  | こども・子育て総合支援室 | 075-414-4727 |
| 68 | 小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号)に基づく小型漁船の総トン数の測度の事務で規則で定めるもの   | 1隻につき37,740円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1隻につき39,620円を超えない範囲内において規則で定める額   | 水産事務所        | 0772-22-4438 |
| 69 | 中小企業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における分析の事務で規則で定めるもの   | 1件につき43,860円を超えない範囲内において規則で定める額、1成分につき3,570円を超えない範囲内において規則で定める額、1成分につき10,200円に1成分増すごとに2,040円及び1枚を超えて1枚増すごとに300円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき10元素までごとに2,140円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき50,000円を超えない範囲内において規則で定める額、1成分につき4,060円を超えない範囲内において規則で定める額、1成分につき11,620円に1成分増すごとに2,320円及び1枚を超えて1枚増すごとに340円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき10元素までごとに2,430円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額   | 中小企業技術センター   | 075-315-2811 |

| 番号 | 項目名  | 現行の手数料  | 改定後の手数料   | 担当課           | 連絡先          |
|----|--|---|---|---------------|--------------|
| 70 | 中小企業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における材料試験の事務で規則で定めるもの             | 1件につき5,100円を超えない範囲内において規則で定める額、1枚につき3,570円を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき24時間までごとに3,570円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき9,180円に1枚を超えて1枚増すごとに300円及び1視野を超えて1視野増すごとに1,220円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき5,810円を超えない範囲内において規則で定める額、1枚につき4,060円を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき24時間までごとに4,060円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき10,460円に1枚を超えて1枚増すごとに340円及び1視野を超えて1視野増すごとに1,390円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額   | 中小企業技術センター    | 075-315-2811 |
| 71 | 中小企業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における精密測定の手事務で規則で定めるもの            | 1件につき3,570円を超えない範囲内において規則で定める額、1断面につき5,300円を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき1,220円に1枚増すごとに610円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき1,530円に10ピッチを超えて5ピッチまでごとに510円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき5,300円に50枚を超えて10枚までごとに1,020円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき3,060円に10箇所を超えて1箇所増すごとに400円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額 | 1件につき4,060円を超えない範囲内において規則で定める額、1断面につき6,040円を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき1,390円に1枚増すごとに690円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき1,740円に10ピッチを超えて5ピッチまでごとに580円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき6,040円に50枚を超えて10枚までごとに1,160円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき3,480円に10箇所を超えて1箇所増すごとに450円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額 | 中小企業技術センター    | 075-315-2811 |
| 72 | 中小企業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における電気試験の事務で規則で定めるもの             | 1件につき7,650円を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき1,530円に1枚増すごとに300円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき2時間までごとに3,060円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき8,720円を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき1,740円に1枚増すごとに340円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき2時間までごとに3,480円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額   | 中小企業技術センター    | 075-315-2811 |
| 73 | 中小企業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における工作機械等性能試験の事務で規則で定めるもの        | 1件につき3,570円に12項目を超えて1項目増すごとに300円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき4,060円に12項目を超えて1項目増すごとに340円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 中小企業技術センター    | 075-315-2811 |
| 74 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における繊維の試験の事務で規則で定めるもの      | 1件につき1,420円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき1,610円を超えない範囲内において規則で定める額  | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 75 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における糸の試験の事務で規則で定めるもの       | 1件につき1,630円を超えない範囲内において規則で定める額、1試験につき910円を超えない範囲内において規則で定める額又は1点につき90円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき1,850円を超えない範囲内において規則で定める額、1試験につき1,030円を超えない範囲内において規則で定める額又は1点につき100円を超えない範囲内において規則で定める額  | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 76 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における織物の試験の事務で規則で定めるもの      | 1件につき1,730円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき1,970円を超えない範囲内において規則で定める額  | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 77 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における設計分解の事務で規則で定めるもの       | 1件につき1,120円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき1,270円を超えない範囲内において規則で定める額  | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 78 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における染色仕上試験の事務で規則で定めるもの     | 1件につき960円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき1,090円を超えない範囲内において規則で定める額  | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 79 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における染色堅ろう度試験の事務で規則で定めるもの   | 1件につき710円を超えない範囲内において規則で定める額、1試験につき2,240円に試料5点を超過して5点までごとに2,240円を加えた額及び照射時間10時間を超えて10時間までごとに2,240円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき800円を超えない範囲内において規則で定める額又は1試験につき2,550円に試料5点を超過して5点までごとに2,550円を加えた額及び照射時間10時間を超えて10時間までごとに2,550円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額   | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 80 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における機器分析の事務で規則で定めるもの       | 1件につき12,240円を超えない範囲内において規則で定める額、1成分につき2,240円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき9,380円に1枚を超えて1枚増すごとに250円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき13,950円を超えない範囲内において規則で定める額、1成分につき2,550円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき10,690円に1枚を超えて1枚増すごとに280円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額   | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 81 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における化学分析の事務で規則で定めるもの       | 1件につき4,380円を超えない範囲内において規則で定める額又は1成分につき2,240円を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき4,990円を超えない範囲内において規則で定める額又は1成分につき2,550円を超えない範囲内において規則で定める額   | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 82 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における測定の事務で規則で定めるもの         | 1件につき1,420円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき450円に100本を超えて100本までごとに200円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額   | 1件につき1,610円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき510円に100本を超えて100本までごとに220円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額   | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 83 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における製織準備の事務で規則で定めるもの       | 1件につき2,240円を超えない範囲内において規則で定める額又は100グラムにつき450円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1件につき2,550円を超えない範囲内において規則で定める額又は100グラムにつき510円を超えない範囲内において規則で定める額  | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 84 | 染織業及び機械金属業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における精練染色の事務で規則で定めるもの       | 100グラムにつき200円を超えない範囲内において規則で定める額  | 100グラムにつき220円を超えない範囲内において規則で定める額  | 織物・機械金属振興センター | 0772-62-7400 |
| 85 | 農業の改良発達を図り、併せて農業経営の改善に資することを目的とする地方機関における分析等の事務で規則で定めるもの | 1成分につき23,460円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき2,340円を超えない範囲内において規則で定める額  | 1成分につき26,740円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき2,660円を超えない範囲内において規則で定める額  | 流通・ブランド戦略課    | 075-414-4964 |

※この他、各種証明、公簿、公文書の謄本、抄本の交付に係る手数料については、各手続きの担当課にお問い合わせをお願いいたします。